

◇ 学位論文審査要旨 ◇

「学位論文審査要旨」は、本学において博士学位を授与された法学ならびに政治学の学位論文について、その学術的な価値を広く社会に伝えることを目的として『立命館法学』に掲載するものである。本学学位審査委員会に提出された「論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨」（「論文等審査報告書（博士）」）に基づき、さらにその学術的な価値や意義について詳しく紹介する。

なお、「論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表」（「論文等審査報告書（博士）」）については、立命館学術成果リポジトリ（通称 R-Cube）において公開している。

URL : <https://ritsumeirepo.nii.ac.jp/>

尾 藤 司

複数行為者の不法行為責任に関する基礎理論的考察

——民法719条1項後段の責任の意義と限界——

審査委員 主査 石 橋 秀 起

副査 山 田 希

副査 植 松 健 一

〔論文内容の要旨〕

1 本論文の概要

本論文は、複数行為者の不法行為責任のうち、とりわけ民法719条1項後段（以下「1項後段」という）の責任につき、同項前段（以下「1項前段」という）を含めた同項全般に関するわが国の裁判例および学説の検討、ならびに、ドイツ法との

比較法研究を通じて、その意義と限界を明らかにすることを目的とするものである。これまで、1 項後段に関しては、1 項前段と同様、「共同不法行為」に関する規定と捉えるのが一般的であったところ、本論文は、1 項後段を、1 項前段とは全く異なった考え方にに基づき連帯責任を導く規範として捉え、そこから、その適用要件および類推適用の要件を明らかにするものである。

2 本論文の構成

本論文の構成は、以下のとおりである。

I 序 論

1. 問題の所在
2. 択一的競合における因果関係の推定とその正当化根拠
3. 「累積的競合」における因果関係の推定とその正当化根拠
4. 小 括——本稿の検討課題および分析方法

II 複数行為者の不法行為責任に関する従来の議論

1. 民法典起草段階から山王川事件判決の直前まで（【1】期）
2. 山王川事件判決から1980年代後半まで（【2】期）
3. 1990年以降から現在まで（【3】期）
4. 従来の議論における問題点と比較法研究を行う趣旨

III ドイツ民法830条1項2文の責任根拠および責任構造

1. はじめに
2. 1項2文の趣旨および正当化根拠に関する議論
3. 判例および学説による関与者概念の理解
4. 具体的危険性
5. 検 討

IV ドイツ法における寄与度不明事例の取扱いについて

1. はじめに
2. 略奪事例と寄与度不明
3. 環境責任の事例と寄与度不明
4. 検 討

V 「1 項後段責任」の意義と限界

1. 比較法研究の成果

2. 複数行為者の不法行為責任に関する従来の議論
3. 建設アスベストの事例に関する近時の動向
4. 「1項後段責任」の基礎理論

VI 結 語

なお、本論文は、本誌に全6回にわたって連載された同じタイトルの論文——立命館法学401号（2022年）373頁以下、同404号（2023年）345頁以下、同407号（2023年）290頁以下、同408号（2023年）377頁以下、同409号（2023年）485頁以下、同413号（2024年）259頁以下——に加筆修正を行ったものである。

3 本論文の内容

本論文は、Iにおいて、複数行為者による不法行為の事例のうち、1項後段の適用または類推適用による連帯責任の成立が主張されてきた択一的競合の事例および累積的競合（寄与度不明）の事例について、以下のような理論的課題があることを指摘する。まず、択一的競合の事例においては、同段による因果関係の推定の根拠を「公益」の観点からの被害者保護に求める見解と行為の危険性に求める見解とがあるところ、前者の見解については、そこでの「公益」の内実が明らかではなく、また、後者の見解については、そのような考えをとると、例えば、行為と自然力との択一的競合においても同段が適用されることも考えられ、その妥当性が問題となる。次に、累積的競合の事例においては、同段の類推適用によって連帯責任を導く見解があるところ、この見解に対しては、そもそも累積的競合がいかなる事例であるかが明確でないこと、および、結果の全部惹起力を備えていない複数の行為が累積的に競合した場合において、何ゆえ結果全体との因果関係が推定され、各行為者に連帯責任を負わせることができるのかについて、十分な説明がなされていないことを指摘することができる。

そこで、IIにおいて、1項前段の責任を含めた複数行為者の不法行為責任に関するわが国の裁判例および学説の動向が分析・検討される。まず、【1】期（民法起草段階から山王川事件判決〔最判昭和43年4月23日民集22巻4号964頁〕が登場する直前までの時期区分）においては、1項前段に関する議論が中心となっており、そこでは当初、主観的共同説が有力であったところ、徐々に客観的共同説が有力化していき、通説としての地位を獲得するに至った。一方、1項後段に関しては、同段の基礎に「公益」の観点があることが指摘されるほかは、見るべき議論はほとん

どない。次に、【2】期（山王川事件判決の登場から1980年代後半にかけての時期区分）に入ると、裁判例および学説において公害の事例が問題となったことを契機として、民法719条1項の解釈論において、累積的競合の事例の取扱いが重要な課題となった。そして、【3】期（1990年以降、現在までの時期区分）になると、大気汚染の事例やじん肺の事例といった累積的競合の事例に関して、1項後段の適用ないし類推適用によって連帯責任を導く裁判例が登場し、学説においては、とりわけ公害・環境法の分野において、累積的競合の事例に1項後段を類推適用するという解釈論が有力化するに至った。

もっとも、こうしたわが国の裁判例および学説の動向に対する分析・検討のみでは、Iで指摘した理論的課題を十分に解明することはできない。そこで、ⅢおよびⅣにおいてドイツ法の議論が紹介・検討される。それによると、ドイツ民法830条1項2文（わが国における1項後段に相当する規定。以下「1項2文」という）は、特定された複数の行為者との関係において、被害者に賠償請求権があることが確定していること（賠償請求権の確定性）、および、各行為が生じた結果との関係において具体的危険性を有していること（行為の具体的危険性）を要件として因果関係の推定により連帯責任を導く規定として理解されている。一方、累積的競合（寄与度不明）の事例に関しては、次のような取扱いがなされている。まず、各行為が結果の一部を引き起こしたことは確実であるが寄与度は不明であるという事例（狭義の寄与度不明の事例）には1項2文は適用されず、分割責任が成立するに過ぎない。次に、環境責任の分野においては、各行為が結果を引き起こしたかどうかは明らかではないが、その全部または一部の行為が共働することによって結果が引き起こされたという事例（可能的共働惹起の事例）が問題となるところ、このような事例においては、結果を引き起こした各行為が結果の必要条件となっていることなどから、1項2文またはその特別法に基づき、連帯責任を導くことができる。また、環境責任の分野においては、結果を引き起こした可能性のある行為の行為者を全て特定することは、しばしば困難となる。そこで、そのような場合においては、特定された複数の行為者の行為が結果発生に寄与した割合（集团的寄与度）の限度において、連帯責任を導くことができる。

そこで、Ⅴにおいて、ⅢおよびⅣで行われたドイツ法との比較法研究の成果を踏まえ、Iで指摘した理論的課題につき独自の検討が行われる。なお、【3】期においては、とりわけ2010年代以降、建設アスベストの事例をめぐって1項後段の解釈論につき議論の進展がみられる。そこで、Ⅴにおいては、この近時の動向をも踏まえた形で検討が行われる。このようにして行われた検討により、以下のことが明ら

かとなる。

第1に、1項後段は、原因競合の諸類型のうち、択一的競合の事例および可能的共働惹起の事例において、因果関係の推定により各行為者に連帯責任を負わせる規定である（狭義の寄与度不明の事例には同段は適用も類推適用もされない）。この点、複数の行為を共同行為として束ねることを通じて連帯責任を導く1項前段（共同不法行為）とは、原因競合の事例に対するアプローチの仕方が異なる。第2に、1項後段においては、その基本要件として、賠償請求権の確定性と行為の具体的危険性が設定される。そして、この2つの基本要件により、同段の適用要件および類推適用の要件が明らかとなる。第3に、1項後段の趣旨につき語られるときにしばしば言及される「公益」とは、賠償請求権の確定性が確保された状況における被害者保護の必要性——因果関係が証明されないかぎり責任を負わないという行為者の利益よりも、賠償請求権がある以上、損害は賠償されるという被害者の利益のほうに優先されるべきであるとの要請——を意味する。第4に、1項後段の適用要件は、①複数の行為があること、②十分性（特定された複数の行為者の各行為以外に結果を引き起こした可能性があるものが存在しないこと）があること、③各行為において因果関係以外の責任要件が満たされていること、④適格性（行為の全部惹起力および行為の具体的危険性）があること、の4つである。第5に、1項後段は、主として次の2つの場面において類推適用される。1つ目は、可能的共働惹起の場面である。ここでは、各行為に全部惹起力（要件④）がないことが想定され得るが、そのような場合においても、各行為者が自己の行為と他者の行為とが共働することで結果が発生することについて認識し、または認識し得たことを要件として、同段の類推適用により連帯責任を導くことができる。2つ目は、特定された複数の行為者の各行為以外に結果を引き起こした可能性があるものが存在する場面（要件②を満たさない場面）である。ここでは、特定された複数の行為者の行為の結果発生に対する集団的寄与度の確定を要件として、同段の類推適用により、その限度での連帯責任を導くことができる。

最後に、Ⅵにおいて、本論文が到達した知見が整理されるとともに、個別の事例に対する具体的な検討の必要性など、今後の課題が提示される。

〔論文審査の結果の要旨〕

1 本論文の特徴

複数行為者の不法行為責任に関しては、これまで、「共同不法行為」の名の下、1項前段の解釈を中心に据えた議論を行うものが多くみられた。そして、1項後段

に関しては、これを広義の共同不法行為の中に位置づけた上で、「弱い関連共同性」を要件とする見解が有力に主張されてきた。こうした中であって、本論文は、ドイツ法を手がかりとしつつ、以上とは全く異なった角度から複数行為者の不法行為責任の問題に迫るものであり、そこに本論文の特徴ないし新奇性が認められる。本論文によれば、1 項後段は、賠償請求権の確定性と行為の具体的危険性を基本要件として、被害者保護の観点から因果関係を推定する規定であり、共同不法行為 (Mittäterschaft) とは異なった帰責原理に基づく責任規範となる。そして、同段の適用要件および類推適用の要件は、この 2 つの基本要件によって導かれる。

1 項後段に関しては、建設アスベストの事例に関する最判令和 3 年 5 月 17 日 (民集 75 卷 5 号 1359 頁) が、同段の適用要件の一部 (上記要件①・②) について判示するとともに、事例判断として、被告建材メーカーに対し、同段の類推適用による連帯責任を負わせている。同判決との関係でみた場合、本論文は、ドイツ法との比較法研究を通じて、上記 2 つの基本要件を導き出し、これによって同判決が判示していない適用要件 (上記要件③・④) を明らかにするとともに、同判決が事例判断として処理せざるを得なかった同段の類推適用による連帯責任につき、その法理上の根拠を提示する点に学術的意義が認められる。また、民法典の起草段階以来、1 項後段に関しては、「公益」の観点から被害者を保護する規定であるとの説明がしばしばなされてきたが、本論文は、ドイツ法との比較法研究を通じて、この「公益」の内実を賠償請求権の確定性が確保された状況における被害者保護の必要性を意味するものとして捉える。この「公益」に関しては、これまで、論者によって様々な意味で捉えられてきたが、本論文によって、その意味が明確化され、実定法上の基礎が与えられることになる。また、これにより、択一的原因の 1 つとして自然力がある場合など、賠償請求権の確定性が確保されていない状況において、各行為の結果に対する危険性のみを重視して因果関係を推定し、行為者に連帯責任を負わせるという解釈論——このような見解は、わが国にもドイツにも存在する——は、採用し得ないことになる。

本論文は、1 項後段の趣旨の明確化と基本要件の設定によりその適用要件および類推適用の要件を提示することを通じて、同段の意義と限界を明らかにするものであり、複数行為者の不法行為責任に関する今日の議論状況において、多くの民法学者により学術的価値の高い研究業績として受け止められるものと考えられる。

2 本論文の評価

以下、「博士論文の評価のためのルーブリック」(2018 年 3 月 14 日法学研究科委員

会承認）に即して本論文の評価を行う。

評価項目【1】：研究課題とその意義の明確性　本論文は、複数行為者の不法行為責任の中でも、その趣旨、適用要件および類推適用の要件について学説上、必ずしも解明が進んでいるとはいえない1項後段の責任につき、その意義と限界を明らかにすることを目的とするものであり、研究課題とその意義が明確に示されている。また、研究課題の意義に関しては、Iにおける詳細な叙述によって、説得的に述べられているといえる。

評価項目【2】：研究方法の適切性　本論文は、1項後段の責任の意義と限界を明らかにするため、民法典の起草段階から現在に至るわが国の裁判例および学説を詳細に分析・検討するとともに、ドイツ法における議論状況について詳細に紹介・検討している。したがって、研究課題との関係でとられるべき研究方法がとられているといえる。また、ドイツ法との比較法研究の成果を踏まえ、民法典の起草者の見解を読み解き、これを基礎として同段に関する解釈論を詳細に展開する点において、本論文は、方法論上特に高く評価することができる。

評価項目【3】：叙述内容の論理性および体系性　本論文は、章立ての適切性と各章の叙述の論理性のいずれにおいても問題がないだけでなく、各章の叙述の論理性において特に優れていると評価することができる。

評価項目【4】：研究内容の独創性　上記1で述べたように、本論文は、従来の学説とは全く異なった角度から複数行為者の不法行為責任の問題に迫るものであり、先行業績に対し学術的な意味において独創性が認められ、民法学界において同問題に関する傑出した研究業績として高評価を得ることが予想される。

評価項目【5】：研究内容の国際性　本論文は、ドイツ法の文献を相当数引用することによって、研究課題を国内外の議論の中から明らかにしようとするものであり、全ての箇所において引用の趣旨が明確である。

以上の各点、および、公聴会での口頭試問の結果を踏まえ、本論文につき、博士学位を授与するに相応しいものと判断する。

〔試験または学力確認の結果の要旨〕

本論文の公聴会は、2024年7月12日（金）の15時00分から17時00分まで、衣笠キャンパス学而館2階第3研究会室において行われた。当日は、1項後段の基本要件である賠償請求権の確定性と同段の適用要件である十分性とは、どのような関係に立つのか、同段の類推適用で問題となる集団的寄与度は、どのような理論的性質を有しているのか、本論文の研究は、今後どのような事例で意味をもってくるの

か、ドイツ法の議論には、日本法の議論にみられるような時期区分に応じた変遷はないのか、今後は1項前段との関係が重要になってくるのではないかと、いった趣旨の質問ないし指摘が出席者によってなされた。申請者は、いずれの質問ないし指摘に対しても、本論文の内容に依拠しつつ的確に回答し、または今後の課題とするなど、適切に対応した。

本論文の主査は、申請者の本学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程の在学期間中における研究指導や研究会活動などを通じて、日常的に申請者の学力を確認してきている。また、本論文の主査および副査は、公聴会の質疑応答を通じて、申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上により、立命館大学学位規程18条1項に基づき、申請者に博士（法学 立命館大学）の学位を授与することを適当と判断する。

「学位論文審査要旨」の掲載終了について

「学位論文審査要旨」の掲載は、本号をもって終了します。今後は、立命館学術成果リポジトリ（通称 R-Cube）の「論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表」をご参照ください。

立命館学術成果リポジトリ

URL : <https://ritsumeirepo.nii.ac.jp/>